

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

矢祭町は福島県の最南端にあつて、町の中心地は東経 140 度 25 分、北緯 36 度 37 分に位置し、地域は東西 21.5km、南北 15.5km と東西に細長く、面積 118.27 km<sup>2</sup> を有している。人口は 5,331 人で、減少傾向にあるが、子育て支援施策の効果で減少率は下がっている。世帯数は 2,079 世帯で、町の宅地造成事業や子育て世帯定住支援事業助成金等により微増している。

本町の産業別就業人口は、第 1 次産業 425 人、第 2 次産業 1,241 人、第 3 次産業 1,281 人となっており、第 1 次産業の減少が著しいが、第 2 次産業や第 3 次産業は微減で留まっている。

町内の中小企業数も減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取組として町内事業者に対して商店等改良支援事業補助金等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組が急務である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の積極的な先端設備等の導入を促し、町内企業の更なる経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

矢祭町の産業は、農業、製造業、食品加工業、運送業、製材業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が矢祭町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経

営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本町の産業は、国道118号沿線、国道349号沿線、山間部と町内全域にわたり立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

矢祭町の産業は、農業、製造業、食品加工業、運送業、製材業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が矢祭町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の促進、IT導入による業務効率化、省エネの促進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意の日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

事業者において3年間、4年間、5年間のいずれかの期間を選択し、設定するものとする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 町税等を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。